

**青梅市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例**

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 0 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

青梅市における職員の職責および運用の実態を踏まえ、所要の見直しを行いたいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例**

青梅市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条第 2 項の表以外の部分中「この条において」を削り、同項の表中「この条において」および「または医療職給料表の適用を受ける職員のうち行（一） 5 級職員に相当する職員であつて、その職務の複雑、困難および責任の度等を考慮して市規則で定めるもの（以下「行（一） 5 級等職員」と総称する。）」を削る。

第 1 9 条第 2 項各号中「行（一） 5 級等職員」を「行（一） 5 級職員」に改める。

第 2 1 条の 2 第 3 項中「および 5 級である職員ならびに」を「である職員および」に改め、「および 5 級」を削り、同条第 4 項中「職員、」を「職員および」に改め、「および医療職給料表（三）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が 6 級である職員」を削る。

別表第1 行政職給料表ア 行政職給料表（一）の表定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の部1の項から10の項までを次のように改める。

	円	円	円	円	円
1	156,200	210,100	233,800	289,700	495,000
2	157,100	211,800	235,500	292,000	509,900
3	158,100	213,400	237,200	294,300	518,800
4	159,100	215,100	238,900	296,500	527,700
5	160,100	216,700	240,700	298,700	
6	161,100	218,300	242,400	300,900	
7	162,100	219,900	244,100	303,100	
8	163,100	221,600	245,900	305,400	
9	164,000	223,300	247,700	307,700	
10	164,900	224,900	249,500	310,000	

別表第2 医療職給料表イ 医療職給料表（二）の表5級の欄を削る。

別表第2 医療職給料表ウ 医療職給料表（三）の表5級の欄および6級の欄を削る。

別表第3 等級別基準職務表1 行政職給料表（一）の表4級の項中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) こども家庭センターの所長の職務

別表第3 等級別基準職務表4 医療職給料表（二）の表5級の項を削る。

別表第3 等級別基準職務表5 医療職給料表（三）の表5級の項および6級の項を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(職務の級の切替え)

2 この条例による改正後の青梅市一般職の職員の給与に関する条例別表第1アに掲げる行政職給料表（一）、別表第2イに掲げる医療職給料表（二）および同表ウに掲げる医療職給料表（三）の適用について、令和6年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の属する職務の級（以下「旧級」という。）が付則別表第1の旧級欄に掲げる職務

の級である職員（以下「特定職員」という。）の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

（号給の切替え）

- 3 特定職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、旧級および切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて付則別表第2に定める号給とする。

（給料の切替えに伴う経過措置）

- 4 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受け、前項の規定により最高号給に切り替えられた特定職員のうち、切替日以降にその者の受ける給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額（この条例の施行の日後に青梅市一般職の職員の給与に関する条例別表第2の適用される給料表の規定が改正される場合は、その者の受ける給料月額を受けることとなる日（当該日が2以上ある場合には、当該日のうち最後の日。以下「改定日」という。）の前日においてその者が受ける給料月額で同日においてその属する職務の級または号給に相当する改定日の給料月額を除いた数値（当該数値が1以上の場合は、1とする。）を改定日の前日の給料月額と同日におけるこの項の規定による給料との合計額に乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てた額）とする。）に達しないこととなる特定職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 5 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する特定職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される特定職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市長の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 6 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 7 前3項の規定による給料を支給される職員に関する青梅市職員退職手

当支給条例（昭和26年条例第34号）の規定の適用については、同条例の規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と青梅市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和6年条例第 号）付則第4項から第6項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（委任）

8 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付則別表第1（付則第2項関係）

職務の級の切替表

給料表	旧級	新級
行政職給料表（一）	5級	5級
医療職給料表（二）	5級	4級
医療職給料表（三）	5級	4級
	6級	

付則別表第2（付則第3項関係）

職員の号給の切替表

ア 行政職給料表（一）の適用を受ける特定職員の新号給

旧号給 \ 旧級	5級
1	2
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	

備考 切替日の前日において、行政職給料表（一）5級職の適用を受ける特定職員であつて、担当部長であつたものの新号給は、この表の規定にかかわらず、1号給とする。

イ 医療職給料表（二）の適用を受ける特定職員の新号給

旧号給 \ 旧級	5 級
1	21
2	22
3	23
4	24
5	25
6	26
7	27
8	28
9	29
10	30
11	31
12	32
13	33
14	34
15	34
16	35
17	36
18	38
19	39
20	40
21	41
22	42
23	43
24	44
25	46
26	47
27	48
28	49

29	50
30	51
31	52
32	54
33	55
34	56
35	57
36	59
37	60
38	61
39	62
40	63
41	65
42	67
43	69
44	71
45	72
46	74
47	75
48	77
49	78
50	80
51	81
52	82
53	83
54	84
55	85
56	86
57	87
58	88
59	89

60	90
61	91
62	92
63	93
64	93
65	93
66	93
67	93
68	93
69	93
70	93
71	93
72	93
73	93
74	93
75	93
76	93
77	93
78	93
79	93
80	93
81	93
82	93
83	93
84	93
85	93
86	93
87	93
88	93
89	93
90	93

91	93
92	93
93	93
94	93
95	93
96	93
97	93

ウ 医療職給料表（三）の適用を受ける特定職員の新号給

旧号給 \ 旧級	5 級	6 級
1	25	93
2	26	93
3	27	93
4	28	93
5	29	93
6	30	93
7	31	93
8	32	93
9	33	93
10	34	93
11	35	
12	36	
13	37	
14	38	
15	38	
16	39	
17	40	
18	42	
19	43	
20	44	
21	45	

22	46
23	47
24	48
25	50
26	51
27	52
28	53
29	54
30	55
31	56
32	58
33	59
34	60
35	61
36	63
37	64
38	65
39	66
40	67
41	69
42	71
43	73
44	75
45	76
46	78
47	79
48	81
49	82
50	84
51	85
52	86

53	87
54	88
55	89
56	90
57	91
58	92
59	93
60	93
61	93
62	93
63	93
64	93
65	93
66	93
67	93
68	93
69	93
70	93
71	93
72	93
73	93
74	93
75	93
76	93
77	93
78	93
79	93
80	93
81	93
82	93
83	93

84	93
85	93
86	93
87	93
88	93
89	93
90	93
91	93
92	93